

岩手県告示第622号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成21年7月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

地域包括支援センター

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
洋野町	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	洋野町指定介護予防支援事業所	洋野町地域包括支援センター	九戸郡洋野町種市第23地割27番地洋野町中央公民館内	平成21年4月1日